

誰もが住み慣れた地域で
いきいきと共に暮らせるまちへ

第3次高松市地域福祉計画



平成28年3月
高松市



地域福祉とは

背景

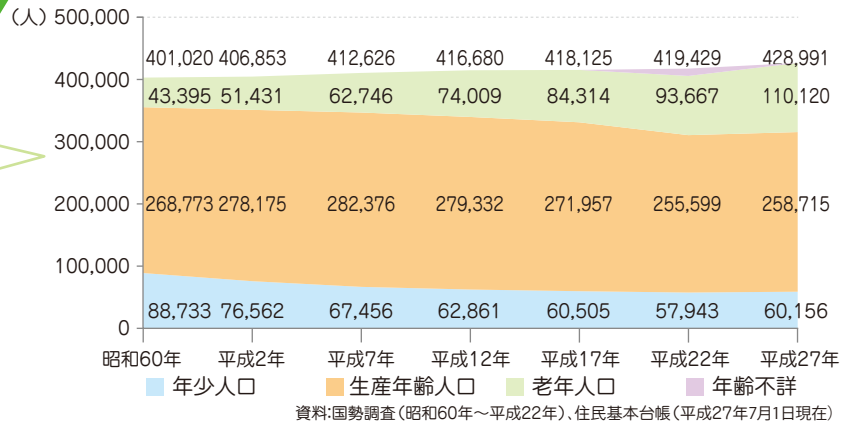
地域社会を取り巻く環境の変化

近年、地域社会を取り巻く環境の変化により、行政とともに多様な主体による働き掛けを必要とする課題や、分野をまたがる複合的な課題が増えてきています。

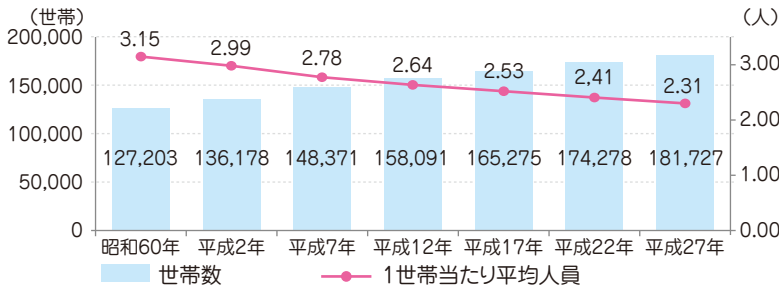
少子高齢化

老年人口が増加し、年少人口が減少する少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】



【世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移】



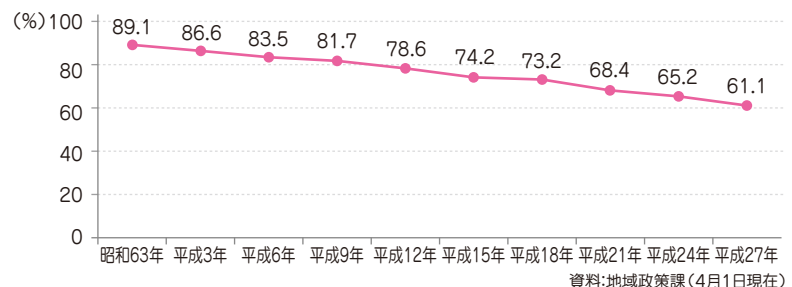
世帯規模の縮小

世帯数は増加を続けていますが、1世帯当たり平均人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

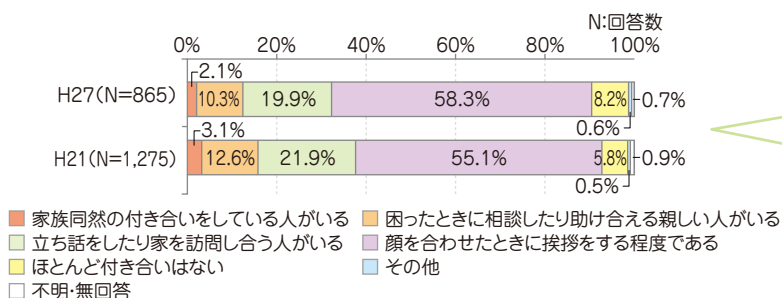
地域のつながりの希薄化

自治会加入率は、近年の都市化や核家族化の進展などにより、減少の一途をたどっています。

【自治会加入率の推移】



【普段の近所付き合い(市民意識調査)】



近所付き合いの程度が薄くなっています。

課題



一人暮らしなので、
ちょっとしたこと
でも不安。

子育てを
相談し合える
仲間がほしい。



ボランティア活動
やNPO活動に
参加したいけど
どうしたらいい？

災害時に助け
合ったり、犯罪を
防げるようなご近所
のつながりがあると安心。



どうすれば解決できる？



全ての市民が安心して生活が送れるよう、市民、各種団体、社会福祉協議会、事業者、行政などが連携して、それぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「**地域福祉**」です。

地域福祉計画とは？

この計画は、「地域福祉」を進めていくための計画、すなわち、自助・共助・公助が相まって、市民、各種団体、社会福祉協議会、事業者、行政など、地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進める計画です。

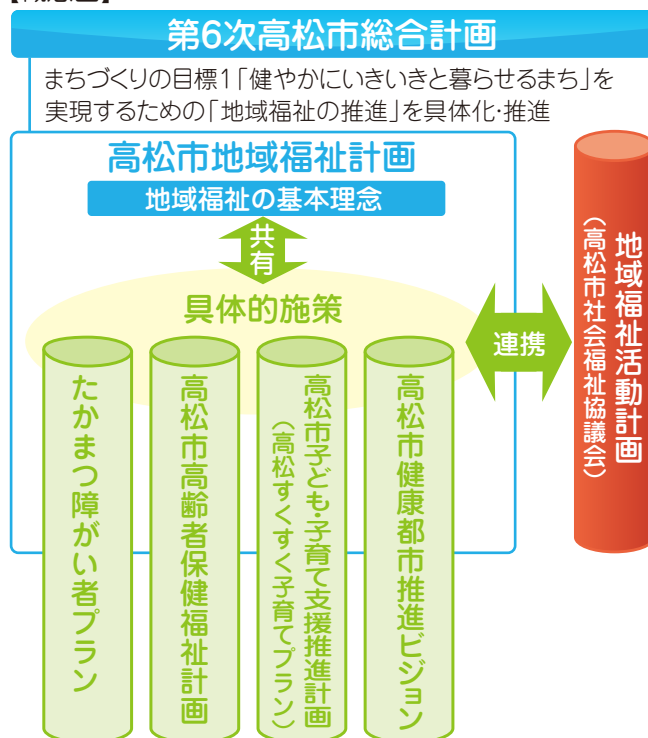
計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定されるものであり、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針である「第6次高松市総合計画」で掲げるまちづくりの目標のうち、「健やかにいきいきと暮らせるまち」を実現するための施策「地域福祉の推進」を具体化・推進するものです。

また、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項について基本理念を共有するものです。

さらには、高松市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」についても相互に連携を図り、地域福祉の充実を目指します。

【概念図】



計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から35年度までの8年間とします。

ただし、中間年である4年目に、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の基本的な考え方

地域福祉を推進する上で、全ての人が尊重され、障がいの有無や年齢に関わらず、住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるためには、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切です。

この計画では第2次計画を踏襲し、地域住民一人一人がお互い家族のように思いやり、支え合う地域社会を築くため、日頃、市民が、声を掛け、見守り、助け合うことを地域福祉の基本ととらえ、次のように基本理念・基本目標を定めました。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で
いきいきと共に暮らせるまちへ

住民参加の支え合う
地域づくり

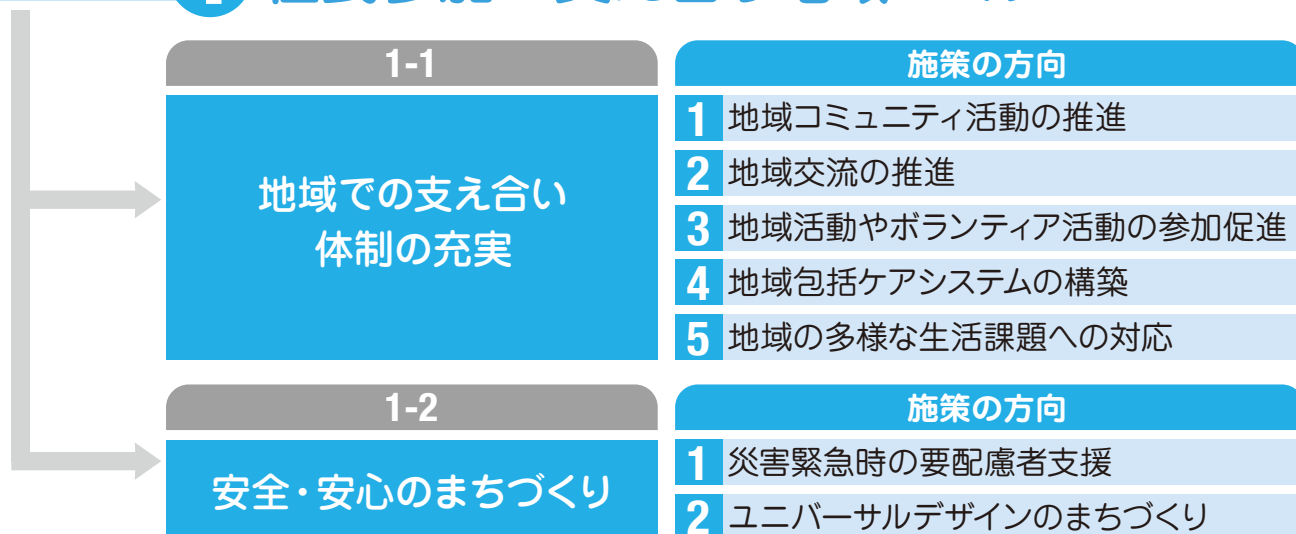
地域福祉を推進する
人づくり

適切なサービスを提供できる
基盤づくり

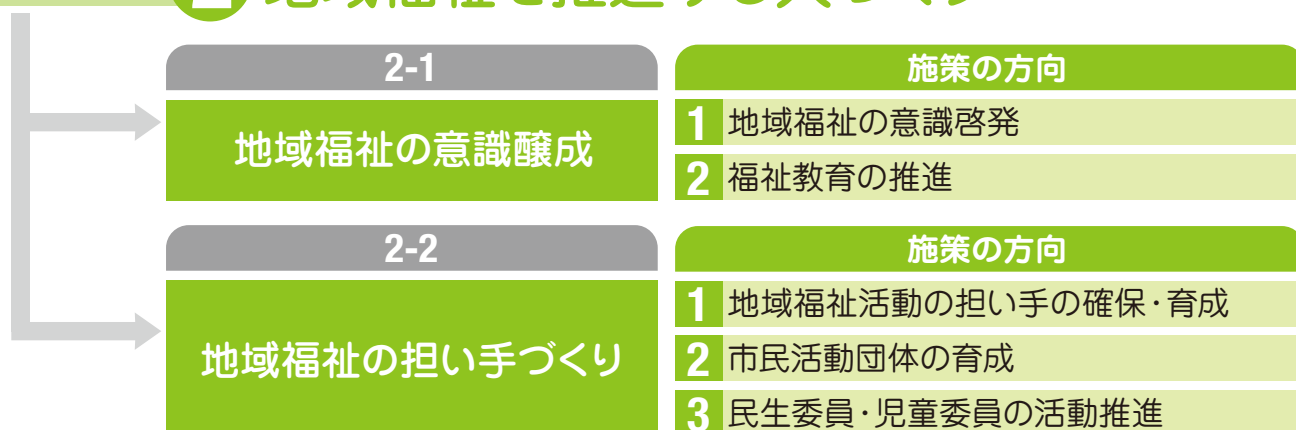


施策の体系

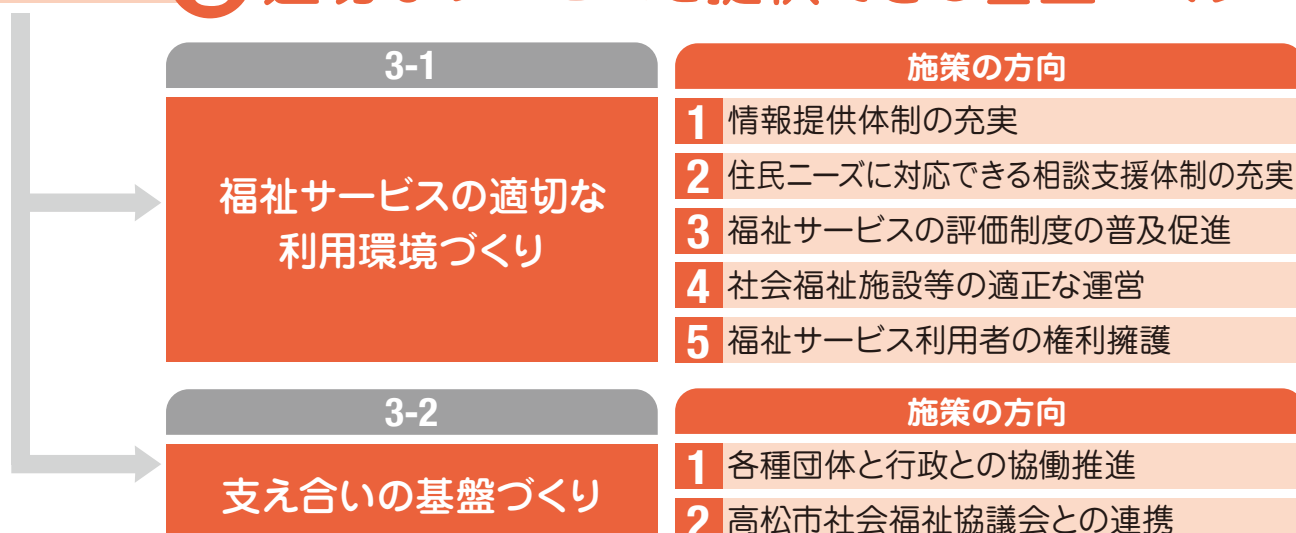
基本目標 ① 住民参加の支え合う地域づくり



基本目標 ② 地域福祉を推進する人づくり



基本目標 ③ 適切なサービスを提供できる基盤づくり



1 住民参加の支え合う地域づくり

1-1 地域での支え合い体制の充実

地域コミュニティ活動の推進

1

住民一人一人が自分の住んでいる地域を知り、地域の生活課題を発見し、解決につなげていく活動が積極的に展開されるよう支援するとともに、連携・協働によるまちづくりを推進します。

地域交流の推進

2

子どもから高齢者まで、地域に住民が集まることができる活動スペースや、主体的に交流できる機会づくりを推進します。

地域活動やボランティア活動の参加促進

3

地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

地域包括ケアシステムの構築

4

高齢者が住み慣れた地域社会で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムを構築します。

また、元気な高齢者と要介護者等を分け隔てることなく、支え合いや、世代間を通じて、通いの場が拡大していくような地域づくりを推進します。

地域の多様な生活課題への対応

5

地域で見守り、支え合うという観点から、様々な要因による自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害、生活困窮などの生活課題に対し、地域の多様なネットワーク機能を連携・充実させ、地域において未然防止や早期発見に努めるとともに、公的なサービスでは対応できない日常の生活課題への支援を推進します。

1-2 安全・安心のまちづくり

災害緊急時の要配慮者支援

1

自主防災組織の育成強化を図るとともに、「災害時要援護者台帳」を作成し、要配慮者情報の把握と共有を図ります。

また、平常時から要配慮者に対する見守りや声掛けを行い、地域における要配慮者の支援に努めます。

ユニバーサルデザインのまちづくり

2

年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人が安心して住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、公共施設等の整備を進めるとともに、市民・サービス事業者等への意識啓発を推進します。

また、誰もが、地域社会を構成する一員として尊重される社会を実現するため、人権意識の啓発や教育を推進するとともに、多様な情報通信サービスを容易に利用でき、情報格差が生じないよう、情報を入手する上で障害となる様々な条件に対応できる情報提供体制の充実を図ります。



例えばこんなことに取り組みましょう！

自助（市民）

- 自治会活動など地域コミュニティ活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。
- 日頃からの挨拶や要配慮者への声掛け・見守り活動を心掛けましょう。

共助（地域）

- 各種団体間の連携を密にし、協力してまちづくりに取り組みましょう。
- 幅広く住民に地域活動への参加を呼び掛けましょう。

2-1 地域福祉の意識醸成

地域福祉の意識啓発

1

住民一人一人の福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の主体としての自覚を促すため、住民全体の意識啓発や地域福祉の理念の普及・啓発に取り組みます。

福祉教育の推進

2

家庭・地域・学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。
また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、あらゆる世代を対象とした住民の地域福祉意識の醸成に努めます。

2-2 地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動の
担い手の確保・育成

1

地域福祉活動の担い手を確保・育成するために、自治会役員や民生委員・児童委員のほか、生きがいづくり、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげるなど、地域福祉活動の中核となる人材をリーダーとして養成します。

市民活動団体の育成

2

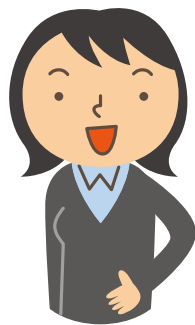
専門性、先駆性、迅速性などの特性を持つNPO法人やボランティア活動団体等の市民活動団体に対し適切な支援を行います。
また、高松市市民活動センターにおける相談事業や各種講座、交流事業を充実させるなど、市民活動センターの機能の拡充に取り組みます。

民生委員・児童委員の
活動推進

3

民生委員・児童委員が、住民の立場に立った最も身近な相談相手として、より地域のニーズに合わせた主体的な活動を行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

例えばこんなことに取り組みましょう！



自助（市民）

- 高齢者や障がい者等に電車やバスの席を譲ったり、道路の横断や階段などで手助けをするなど、気配りのある行動を心掛けましょう。
- 福祉への関心・理解を深め、自分のニーズに合った生涯学習・講座等に積極的に参加しましょう。
- 担当の民生委員・児童委員の把握に努め、身近な相談相手として活用しましょう。

共助（地域）

- 住民が地域福祉活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。
- 各種ボランティア講座を実施し、ボランティア人材の育成に努めましょう。



3-1 福祉サービスの適切な利用環境づくり**情報提供体制の充実****1**

誰もが必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した双方向の情報提供の充実を図ります。

住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実**2**

現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

また、身近な場所で気軽に相談でき、地域の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供できる、一貫した相談支援体制の構築に努めます。

福祉サービスの評価制度の普及促進**3**

福祉サービスの第三者評価事業により、保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上や福祉サービスの質の向上につなげます。

社会福祉施設等の適正な運営**4**

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉施設等に対し、相談や指導監督を行うとともに、社会福祉施設が、「地域福祉の拠点」としての機能を十分発揮できる仕組みづくりを推進します。

福祉サービス利用者の権利擁護**5**

福祉サービスの利用者が、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

また、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の金銭管理や福祉サービスの利用援助を行うことを目的とした日常生活自立支援事業（高松市社会福祉協議会）や、成年後見制度の普及及び利用促進を図ります。

3-2 支え合いの基盤づくり**各種団体と行政との協働推進****1**

各種団体と行政が、互いを理解した対等のパートナーとして、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組む、協働によるまちづくりを推進します。

高松市社会福祉協議会との連携**2**

地域福祉推進の中心的団体である高松市社会福祉協議会との連携をより強化します。

例えばこんなことに
取り組みましょう！

**自助（市民）**

- 福祉に関心を持ち、広報紙やインターネットなどから積極的に情報収集を行うとともに、近隣での情報伝達、共有に努めましょう。
- 困ったときに相談できる人間関係の構築に努めましょう。
- 福祉サービスを利用するときには、情報入手に努め、優良なサービス事業者の選択に努めましょう。

共助（地域）

- 問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を、行政や関係機関につなげる役割を果たしましょう。
- 行政との協働や各種団体間の連携による地域福祉活動に取り組み、住民へ情報を提供しましょう。

●お問い合わせ先

高松市 健康福祉総務課 TEL 839-2372 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

●計画の詳しい内容

高松市ホームページ（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>）で御覧いただけます。

[高松市トップページ](#) ▶

[市の取組み](#) ▶

[各種計画・指針・施策](#) ▶

[第3次高松市地域福祉計画](#)